

市政のここがききたい

12月定例会では14人の議員が質問しました。

各会派の人数に応じて紙面の割り付けを行っています。
ここでは紙面の関係でその一部を要約して掲載しています。

〔八街市ホームページに一般質問の項目を掲載してあります。〕
<http://www.city.yachimata.chiba.jp/>

五日会

林 林 義雄
政 政 義雄

個人
質問 林 政男

介護保険

問 今年の10月から施設入所者の居住費や食事代が利用者負担となったが状況は如何か。

市長 利用者負担第4段階の負担額については、特別

養護老人ホームのユニット型個室は、2施設とも居住費が月額1千970円、食費が月額1千380円、多床室は居住費が月額320円、食費が月額1千380円です。また、この第4段階の方々の9月以前と10月以降の利用者負担額の変化は、利用者の所得状況等が変わらなければ、ユニット型個室ですと、コート・エミナスが30日入所で約3万7千円の負担増となり、風の村が約5万3千円の負担増です。次に、コート・エミナスの多床室では、30日入所で約2万7千円の負担増です。

なお、利用者負担第1段

階から第3段階の方の負担額の変化は、第2段階の方ですと、ユニット型個室で、コート・エミナスが30日入所で約2万4千円の負担減となり、風の村が約1千700円の負担増です。

市長 包括的支援事業は、四つの事業があり、1番目として介護予防マネジメント事業、2番目として介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、3番目として、被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業、4番目として支援困難ケースへの対応など、ケアマネジャーへの支援事業です。

次に、新規に創設されるサービスは、「地域密着型サービス」と「介護予防サービス」があり、「地域密着型サービス」の種類は、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模

多機能型住宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護があり、要介護者等の住みなれた地域での生活を24時間体制で支えるという観点から、要介護者の日常生活圏域内にサービス提供の拠点が確保されるべきサービスとなっております。

次に、「介護予防サービス」は、介護予防訪問介護、介護予防通所介護など12種類の介護予防サービス、介護予防認知症対応型通所介護型介護予防サービス、そして介護予防支援を含めて合計16種類のサービスが提供されることになっていきます。

障害者自立支援法

問 障害の程度に拘わらず、一律1割負担というのは動くことの出来ない重度身障者にとつて厳しい法律となりませんが、市ではどのような対応をするのか。

市長 現段階では各福祉サービス毎の負担基準額が決定されています。しかし、月額で最高4万2000円の負担を上限とし、低所得者

には、その所得に依り2万4千600円、1万5千円の2段階で上限を引き下げるといった措置や、さらには個別減免制度を設けることが示されています。

また、サービス体系の再編により、重度の障害を持つ方の緊急のニーズに際して、その都度支給決定を経ることなく、臨機応変に対応が可能な障害者等包括支援や、現行の日常生活支援と外出時における介護を組み合わせた重度訪問介護といったサービス提供の仕組みが構築されたので、このような制度の有効活用を促進したいと考えています。

学校選択制度

問 従来の通学区域では、小学校が至近距離にあつても現在の通学区域は特別の事情がなければ通学出来ないが、各小学校の事情と保

▶介護教室（コートエミナス）



護者の理解を得た上で、隣り合う小学校区域については、弾力的運用をするべきと思うが如何か。

教育長 小学校・中学校の通学区域は、これまで、それぞれの特別な事情にかんがみ、教育的諸条件を配慮して、弾力的な運用を行っています。今後は、児童・生徒数が減少する傾向にあるので、各学校の児童・生徒数の推移を確認しながら受け入れる学校の施設的な条件、地域の方々のご意見をお聞きして、就学区の弾力的な運用を検討してたいと考えています。